

◎新潟県告示第1030号

平成16年8月6日新潟県告示第1651号（漁業災害補償法に基づく加入区の変更設定について）の一部を次のように改正する。

なお、この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が平成24年10月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が平成24年9月30日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成24年8月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

平成16年8月6日新潟県告示第1651号で定めた区分の表中

区 分	
1	大型定置漁業
2	小型定置漁業
3	かにかご漁業
4	10トン以上の漁船により営むえびかご漁業
5	10トン以上の漁船により営むいか釣り漁業
6	10トン未満の漁船により営む漁業のうち主としてかにかごを使用して営む漁業を除く漁業であって旧赤泊漁業協同組合の地区の者が行う漁業
7	10トン未満の漁船により営む漁業であって旧羽茂漁業協同組合の地区の者が行う漁業
8	10トン未満の漁船により営む漁業であって旧小木町漁業協同組合の地区の者が行う漁業

を

区 分	
1	大型定置漁業
2	小型定置漁業
3	かにかご漁業及び10トン以上の漁船により営むえびかご漁業
4	10トン以上の漁船により営むいか釣り漁業及び10トン以上の漁船により営むいか釣り漁業とさより曳き漁業を合わせて営む漁業及び10トン以上の漁船により営む刺し網漁業
5	10トン未満の漁船により営む漁業のうち主としてかにかごを使用して営む漁業を除く漁業であって旧赤泊漁業協同組合の地区の者が行う漁業
6	10トン未満の漁船により営む漁業であって旧羽茂漁業協同組合の地区の者が行う漁業
7	10トン未満の漁船により営む漁業であって旧小木町漁業協同組合の江積及び田野浦地区の者が行う漁業
8	10トン未満の漁船により営む漁業であって旧小木町漁業協同組合の小木町及び宿根木地区の者が行う漁業

に改める。